

# じんけんコラム(9月)

じんけんコラム ホツと❤️スペース

ひとにやさしい、じぶんによさしい  
あたたかい話題をとどけます!



ご存じですか?子どもの権利条約とこども基本法

こどもは未来を担う存在であると同時に、「今」を生きる1人の人間です。1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、こどもを単なる保護の対象ではなく、意見を持ち、尊重されるべき「権利の主体」として位置づけました。日本も1994年にこの条約を批准し、こどもの命や成長、意見表明の権利などを保障する国際的な責任を負っています。この理念を国内で具体化するため、2023年に施行されたのが「こども基本法」です。この法律は、すべてのこどもが幸せに暮らせる社会の実現を目指し、こども政策の基本理念を定めています。特に注目すべきは、こども自身の声を政策に反映する仕組みが整えられたことです。こどもが自分の意見を表明し、その意見が尊重される社会づくりが確実に進められています。つまり、大人がこどもの声に耳を傾け、共に社会を築いていく姿勢が求められています。こどもが安心して自分らしく生きられる社会こそ、私たちが目指す人権社会の姿ではないでしょうか。